

# 経営者保証を不要とする取扱い

以下のいずれかに該当する場合、経営者保証を不要とする取扱いを行うことができます。

(1) 金融機関連携型  
【BK連携型】

(2) 財務要件型無保証人保証制度  
【財務型】

(3) 担保充足型  
【担保型】

## 保証時の取扱い

### (1) 金融機関連携型【BK連携型】

○申込金融機関にて、以下の要件を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。

【要件1】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。

【要件2】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付融資と同時に実行する。

【要件3】「直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと」かつ

「直近決算期において債務超過でないこと」

} どちらか一方

○保証申込時に金融機関にて「経営者保証におけるガイドライン」における主たる債務者・保証人に求められる要件の確認を経た上で『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書』の提出が必要

### (2) 財務要件型無保証人保証制度【財務型】

○特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができる。

### (3) 担保充足型【担保型】

○申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができる。



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



#### ■お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321/1322

FAX (077) 524-7030 <http://www.cgc-shiga.or.jp>



## 期中時（事業承継時を除く）の取扱い

○原則として以下のいずれかの方法により、期中時に経営者保証を不要とする対応ができる。

借換え	【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う。
条件変更	【BK連携型】により経営者保証の解除を行う。

○【BK連携型】による条件変更の場合でも、『「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書』の提出は必要。

## 事業承継（代表者交代）時の取扱い

○原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証追加は行わない。

○ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除する。

【BK連携型】【財務型】  
【担保型】いずれかの要件に当てはまる場合は、期中時（事業承継時を除く）の取扱いと同じ方法で借換え・条件変更により経営者保証を不要とする取扱いが可能。

## 担保充足型【担保型】取扱いの留意点

担保の種類	・担保の対象物は不動産のみとし、協会設定担保、金融機関設定担保のいずれでも可能とする。
担保の評価	・担保評価については、当協会の評価とする。
担保物件の所有者	・担保物件は原則として申込人・代表者本人の所有物件とするが、申込人・代表者本人以外の第三者(実質経営者等含む)が担保提供者であった場合でも、取扱うことは可能とする。 ・担保提供者は物上保証人として扱う。
十分な保全	・当該保証付融資に対して、不動産担保により100%以上の保全が図られている状況。 ・担保余力の多寡や設定順位、優劣条件等の取扱いについては問わない。 ・将来的な担保物件の追加(融資対象物件の建築等)は対象としない。あくまで、保証申込時点で十分な保全が図られる場合に【担保型】での利用が可能とする。
資金使途	・各保証制度の要件に則った取扱いとする。 ・不動産取得資金、不動産業者による商品物件購入資金についても、十分な保全が図られれば取扱い可能とする。